（適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する要件）

第二十七条の十七　令第百三十三条の二第二項及び第七項第二号ロ（一括償却資産の損金算入）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　令第百三十三条の二第二項及び第七項第二号ロに規定する移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産又はこれらの規定に規定する移転する資産に係るものであること。

二　前号の要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること。

第二十七条の十九（見出しを含む。）中「適格分割型分割等による」を「適格分割等による」に改め、同条第二号中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三号及び第四号中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十八条の二（見出しを含む。）中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条を第二十八条の三とする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（適格分割等による繰延消費税額等の引継ぎに関する要件）

第二十八条の二　令第百三十九条の四第七項及び第十二項第二号ロ（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　令第百三十九条の四第七項及び第十二項第二号ロに規定する移転する資産に係るものであること。

二　前号の要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること。

第二十八条の四（見出しを含む。）中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十九条の二第二号中「第六十九条第六項」を「第六十九条第五項第二号」に、「同項」を「同項第二号」に改め、同条第四号中「又は第三号」を削り、「又は第三項各号（適格組織再編成」を「（適格合併等」に改め、同条第五号中「又は第三号」及び「又は第三項各号」を削る。

第二十九条の三第一項第三号中「適格組織再編成に」を「適格合併等に」に改め、「若しくは適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第六十九条第五項第二号」に、「適格組織再編成前の事業年度」を「適格合併等前の事業年度」に、「適格組織再編成前の連結事業年度」を「適格合併等前の連結事業年度」に改め、同項第四号中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同項第五号中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に、「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「第三十九条の十八第五項又は第六項」を「第三十九条の十八第十八第六項又は第七項」に改め、同項第六号中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同項第七号中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に、「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「第三十九条の二十の六第二項」を「第三十九条の二十の七第三項」に、「第三十九条の二十の十八第五項又は第六項」を「第三十九条の十八第六項又は第七項」に改める。

第二十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該事業年度が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当該事業年度終了の日の翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その分配又は引渡しが行われる日

第三十五条中「第七十四条第二項」を「第七十四条第三項」に改め、同条第四号中「書類」の下に「（当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含む。）」を加え、同条第五号中「事後設立」を「現物分配」に改め、同条第六号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「若しくは事後設立法人」を「若しくは現物分配法人」に改める。

第三十六条の五を削る。

第三十七条第一項第一号中「適格分社型分割等」及び「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、「、第二十二条の四（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算）」を削り、「個別評価金銭債権」を「金銭債権」に、「第二十七条の十七」を「第二十七条の十八」に、「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に、「及び第二十八条の四」を「並びに第二十八条の四」に改め、同項第二号中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第三項」に、「第百十八条の六第五項」を「令第百十八条の六第五項」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、「、令第七十二条の二第四項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等）」を削り、「第五十二条第六項」を「第五十二条第七項」に、「個別評価金銭債権」を「金銭債権」に、「第五十九条第三項」を「第五十九条第四項」に、「第百二十三条の八第二項第五号」に改め、「第百二十三条の九第二項」の下に「及び第八項」を加え、同条第二項の表第二十五条の五の項を次のように改める。

第二十五条の五	内国法人の名称	連結親法人及び当該申請に係る連結法人の名称
	前号の内国法人の	前号の連結法人の

第三十七条第二項の表第二十五条の七の項を次のように改める。

第二十五条の七	内国法人の名称	連結親法人及び当該申請に係る連結法人の名称
	前号の内国法人の	前号の連結法人の

第三十七条第二項の表第二十七条の十七第一号、第二十七条の十九第一号、第二十八条の二第一号及び第二十八条の四第一号の項中「第二十七条の十七第一号」を「第二十七条の十八第一号」に、「第二十八条の二第一号」を「第二十八条の三第一号」に改め、同条第三項第二号中「（海外投資等損失準備金に係る認定等）」を「（海外投資等損失準備金）」に改め、「、第二十二条の七十二の二第二項第七号（連結法人の承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）」を削る。

第三十七条の三の見出しを「（みなし連結欠損金額の計算の特例に係る時価純資産価額等に関する保存書類）」に改め、同条中「第二十六条の四（時価純資産価額）」を「第二十六条の四第一項（時価純資産価額等）」に、「、令第百五十五条の十九第十項」を「令第百五十五条の十九第十項」に、「第百五十五条の二十第四項」を「第百五十五条の二十第七項」に改め、「ついて」の下に「、第二十六条の四第二項の規定は令第百五十五条の二十第七項において準用する令第百十三条第六項に規定する財務省令で定める書類について、それぞれ」を加える。

第三十七条の三の二中「第百五十五条の二十一の二第七項（」を「第百五十五条の二十二第七項（」に、「第百十三条の二第十五項」を「第百十三条の二第十四項」に改め、同条第一号中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、同条第二号中「第百五十五条の二十一の二第五項第二号」を「第百五十五条の二十二第五項第二号」に改め、同条第三号中「第百五十五条の二十一の二第七項」を「第百五十五条の二十二第七項」に改める。

第三十七条の五第一号中「又は第三号」を削り、同条第二号中「第八十一条の十五第六項」を「第八十一条の十五第五項第二号」に、「同項」を「同項第二号」に改め、同条第四号中「又は第三号」を削り、「又は第三項各号（適格組織再編成」を「（適格合併等」に改め、同条第五号中「又は第三号」及び「又は第三項各号」を削る。

第三十七条の六第一項第三号中「適格組織再編成に」を「適格合併等に」に改め、「若しくは適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第八十一条の十五第五項第二号」に、「適格組織再編成前の連結事業年度」を「適格合併等前の連結事業年度」に改め、同項第四号中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同項第五号中「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に、「第三十九条の百十八第五項又は第六項」を「第三十九条の百十八第六項又は第七項」に改め、同項第六号中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同項第七号中「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に、「第三十九条の百二十の六第二項」を「第三十九条の百二十の七第三項」に、「第三十九条の百十八第五項又は第六項」を「第三十九条の百十八第六項又は第七項」に改める。

第三十七条の十二第四号中「支出すべき」及び「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同条第五号中「書類」の下に「（当該連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含む。）」を加え、同条第六号中「事後設立」を「現物分配」に改め、同条第七号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「若しくは事後設立法人」を「若しくは現物分配法人」に改める。

第三十七条の十七第五号中「事後設立」を「現物分配」に改め、同条第六号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「若しくは事後設立法人」を「若しくは現物分配法人」に改める。

第二編第三章の章名並びに同章第一節及び第二節の節名を削る。